

成島信遍年譜稿(十六)

久保田 啓 一

【キーワード】成島信遍、道筑、錦江、海つと、冷泉為久、池上幸政、藤巻教真、墾田之古法、芙蓉楼全集、幕府書物方日記

寛保元年 辛酉 一七四一年 五十三歳

(承前)

八月十二日、竹千代(家治)の元服儀式の後、仲間と上総・下総国境付近の江戸湾で船遊びを行い、紀行文「海つと」(『全集』巻十一)を著して冷泉為久に報じ、返歌を賜る。

まず、「海つと」の全文を掲げる。

海つと

八月中の二日、人の催せしにつきて、上総と下総の中なる海に舟出しける。江戸よりはたつみのかたにあたりて、あはひ凡十八里となむきこゆる海ばら也。

そのあした、御元服のことにつきて、とみに営中に参りぬ。

ことはて、午のかひふくころより、相しれるものども五人と舟を共にしてゆく。雨いさゝかはらめいたり。浪風のころもとなきまゝ、舟子らもれいよりくはへていでたつ。北の風よと吹て、海的面やゝ浪だつけしきなれど、ひつじのさがりには塩もひくにやあらむ、浅瀬所々にありて、舟すはりぬなど舟子どもわびあへるに、かくては、日のうち、おもふあたりへは猶四里ばかりあれば、いかにやあらむといひあへるまゝ、舟の中の人みなおろして舟を出す。からうじて袖つく斗のふかき瀬に舟つけたれば、真帆にかけてはしらす。ゆくりもなくはせつきぬ。日かげいと晴やかにさして、申のはじめにやあらん、日和よくなりぬ。あは・かみつふさの山みどりの色、糸のごとし。す引などいふもの、人あまたにていとなむもみゆ。人はこだけ斗に杖を手に持て浪をうつつに、魚のおどるにやあらむ、しるきものみゆといへど、老たるめにはさやかにも見えずといふを、めがねといへるものもて来しとてさし出せるまゝ、これにてつ

かゞへば、げにもいほのあまたすのうへにおどり出る、めざましともいふ斗なし。白き鳥のあまたむれるて干潟にあさるはかもめにや、はるかにへだてたれば、春の嵐に花の散かゝるさまなり。

ひとつの蘆はらをえてふねかけつがれ、いりやうのものとりいで、みな人酒をのみて、からうた打ずたる、いと興あり。此所を田となさば、千町にも及ぶと云ふ。いすたらび・くはとるわなどいふ耳ちかゝらぬ具とりいで、何くれともものする、いとむくつけし。わがすむかたは五里が程もへだたりぬといふ。げにも夕の雲霧にとちられて、みなれ棹さすかたまでへるに、さかひよみといふものを月のいづるかたをとめて、れいの帆をあげたるに、海の神のめぐみあるにや、かへさにも真帆に風をつけたり。ときこといふばかりなし。月は波の干さとに移りて、万の金をゆるがごとし。

宮城県図書館伊達文庫蔵『公武詩歌聞書』（請求番号 九一一・二六四・三一）の巻頭近くに、「寛保元年七月冷泉前大納言為久卿閑東紀行和歌」との標目のもとに一連の和歌が収められる。その中に「寛保元年八月十三日当座」として、為久達冷泉家側と江戸冷泉門人の「思十五夜月」題による詠歌が並ぶ。以下、『公武詩歌聞書』の本文に従って掲げる。なお、最後の「重厚」の「厚」字右に「イ孝」と異文表示があるのを「」で括る。

寛保元年八月十三日当座

思十五夜月

為久

まれに來てあひむむ月のくもらばと最中を思ふ東路の秋

戸田右近將監 氏房

都人たま 來つゝ見む月の秋の最中はくもらずもがな

成島道筑 信遍

ほどちかき秋の半のそらの雲名にしおふよの月にかゝるな

表坊主 寺町 三知

かねて思ふ面影さへも隈ぞなき晴む最中の月の盛は

戸田右近將監家來 河津舎人 祐之

君が來し秋も稀なる東路の最中の月はくもりやはせん

田屋源右衛門 信理

あらたなる夕はさぞな秋の月かねてくもらぬ空にみるにも

いなげ百性 田沢源太郎 義章

秋になを心をつくす最中とて待えむ月の影をしぞ思ふ

鞍ぬし 閑数馬 尚之

名にみてる最中の月もこの秋のおりにあふ世の影ぞ待るゝ

町人 桑村三右衛門 佳孝

まれに來し人も待みむ夜半の月くもらじと思ふ秋の中空

冷泉家中河右近 清基

稀に來し所もところあき一夜なだゝる月の影を待みむ

冷泉家 玄蕃 祐良

待むかふ心ちこそすれ秋もはや最中に近き月を思へば

冷泉家 水谷頼母 重厚（イ孝）

かねてより思ふ心ぞすみわたる秋の半の空の月かげ

次に、宮内庁書陵部蔵『片玉集』巻三十六所収「同年八月十二日御旅館にて 思十五夜月」の記載を検討する。一番大きな異同が日付である。作者の顔ぶれと歌数に違いはない。念のため作者名をそのまま掲げ、下の注記を括弧に入れて示すと次の通りである。

為久卿・氏房（戸田右近將監）・信遍（成島道筑）・三知（寺町）・祐之（河津舎人）・信理（田谷源右衛門）・義章（田沢源太郎）・尚之（閑数馬）・佳孝（桑村三右衛門）・清基（中河右近）・祐良（長野玄蕃）・重厚（水谷頼母）

信理の姓が田屋ではなく田谷となっている点（こちらの方が正しい）以外に本質的な違いはない。全般的には『公武詩歌聞書』の方

が素姓を探る上での便宜をより多く提供してくれる。歌詞については次の三首に異同が見られる。即ち、氏房歌の四句「秋の最中も」、信遍歌の四句「なにあふよはの」、信理歌の結句「空にみるとも」が『公武詩歌聞書』と異なっている。

続いて東北大学附属図書館狩野文庫蔵『冷泉余瀝』乾の「関東下向のとき駅中にて」に始まる為久歌の一群の中に「八月十三日於御旅館御当座 思十五夜月」として収められる。作者名の「佳孝」を「徳孝」と誤るほか、次のような歌詞の異同を含む。信遍歌の四句「名にしあふよの」、「三知歌の初二句」兼てより思ふ影さへ、「祐之歌の初句「君がきし」、結句「曇やはせぬ」、尚之歌の四句「名にしあふよの」。

最後に川崎市市民ミュージアム池上家文書の「池上文庫 2 冷泉家・門下和歌」に配列される、宗匠家御詠歌「一」(『川崎市市民ミュージアム収蔵品目録 歴史資料』第二集 川崎市市民ミュージアム一九九五年三月 所収「池上家文書目録」六一頁、番号7)の記事を見る。これは「八月十二日御旅館にて 思十五夜月」とあって十二日説を採る。歌詞では信遍歌の四句が「なにおふよはの」の形を取る他は『公武詩歌聞書』との異同はない。

以上、四つの本文の歌詞の異同を一覧すると、次のような分析が可能であろう。信遍歌以外をまず検討する。氏房歌は、東国に下った為久を迎えての中秋の名月を取り立てて曇らないでほしいと願うのだから、『片玉集』の「秋の最中も」はおかしい。三知歌につい

ては、「面影」の「面」を写し落とした上で、「より」を補い合理化を図った『冷泉余瀝』の本文を考慮に入れる必要はなさそうである。なお、中野三敏先生『江戸狂者伝』(中央公論新社、二〇〇七年)の「第三 百菴簡傲」に、『林藪余談』に基づいて歌会の記事載せる(歌会開催を八月十三日とする)が、そこには「かねて思ふ面影さへぞくまもなき晴んも中の月の盛は 三知 寺町百菴」とある(同書七二頁)。祐之歌の初句の「来し」を平仮名表記するのにあえて「きし」とし、結句の「せん」を「せぬ」と打ち消しにした『冷泉余瀝』は、いずれも独自の本文となる。「曇やはせぬ」では反語で「曇らないことはない」の意となってしまう、「最中の月」の本意が台無しである。信理歌の結句「空にみるにも」は、前々から曇らない空に秋の月を見るにつけても、意であろうから、『片玉集』の「空にみるとも」は採用しかねる。尚之歌は『冷泉余瀝』のように四句を「なにしあふよの」とすると、初句の「名にみてる」の「名」と重複し、しかも「なにしあふ」では意味を成さないという欠陥が生じる。

このように十二首と限られた記事でも歌詞の異同は多く、正確に記録し後世に伝えることの難しさを痛感せざるを得ないが、全般的に見て『公武詩歌聞書』と『宗匠家御詠歌』の本文が安定することに気がつかされる。両者の異同が少ないことも本文の素姓の良さを支えているといつてよからう。それを確認した上で信遍歌の本文を改めて比較してみる。すると、四句が伝本すべてにおいて異同を有し、

歌詞が安定を見なかつたことが判明する。四本を並べれば次の通りとなる。

名にしおふよの(『公武詩歌聞書』)

名にあふよはの(『片玉集』)

名にしあふよの(『冷泉余瀝』)

名におふよはの(『宗匠家御詠歌』)

「あふ」は本来「おふ」とあるべき所で、『片玉集』『冷泉余瀝』は誤写と見なさなければならぬが、この例は近世の歌書では頻出するので、異同としてはあまり注目するに値しない。重大な異同は「名にし」の助詞「し」の有無、及び「よの」と「よはの」の違いである。そして最中の月との取り合わせでは「名にしおふ」の形が圧倒的に多数派を形成するから、常識的な措辞としては「名にしおふよの」の形があるべき姿となる。ただし信遍がどちらの形を最初に作り出したのかはわからないし、二つの形を生み出したのが信遍自身の推敲に依るのか、それとも為久の指導の結果であったのかも判然としない。あるいは写し手のさかしらで生まれた異文の可能性も残る。現時点では両形が伝わることを並記するに留めるほかはないが、信遍から筋のよい情報をもたらされたはずの池上幸政(のち幸豊)や津村正恭のもとで、すでに異文が生じていたとすると、和歌作品の共有という行為において、同時代人の間にも大きな障壁がおのずから生じていたことを認めざるを得ない。

最後に、この歌会の実施は八月十二日・十三日のいずれだったか

が問題となる。四つの伝本では、『片玉集』と『宗匠家御詠歌』が十二日、『公武詩歌聞書』と『冷泉余瀝』が十三日で、数の上で両説は拮抗している。『林藪余談』を加えれば、十三日説がやや優勢か。もう一つ、宮城県図書館伊達文庫蔵『冷泉為久集』に次の和歌があった。

八月十三夜、於江府旅館当坐会

新出題

まれに来てあひみむ月のくもらばと最中を思ふ東路の秋

「新出題」とあるのみで当座の題そのものは示されないが、為久詠の一致から、詞書にいう「八月十三夜」は寛保元年と断ずることができる。為久側の資料でも八月十三日開催が支持されるとなると、十三日説の優位は動がしがたい。

ここで前項を振り返れば、十二日の竹千代元服では、為久達公卿が参列して終日儀礼に従事しており、信遍達も午後より船遊びに繰り出したという事実がある。長い儀式を終えた為久、江戸湾で長らく興じた信遍の二人に、それぞれの任務・遊興の終了後に歌会を催し、また出詠する余裕があったかといえ、恐らくそれはあり得まい。十三日説を採用するのが常識的判断であろう。

ちなみに、「有徳院殿御実紀附録」巻十六に、次のような逸話が載る。

寛保のはじめ冷泉大納言為久卿参向ありし時、霊元上皇うち御所望ありしは、都鳥の事古説分明ならざれば、叡覽あり

たしとなり。公聞召れ、都鳥は墨田川にのみすめるものゝやうにいひ伝ふるといへども、実は今も彼所に多く群める鷗の事をいひしなるべし、鉄炮にて打とり、其さまをよく うつつして、為久にみすべしと仰ありしかば、小納戸松下伊賀守当恒うけたまはりて、ただちに墨田川にゆき、綾瀬のほとりにて、大小の鷗ふたつ打取て来りしを、岡本善悦豊久(同朋格)に其真をつつさせ、為久卿の旅館に賜はりぬ。そのうち成島道筑和歌の事により、かの旅館にまいりしつゝ、家司中河右近清基に逢て、かの都鳥は、その日たゞちに鉄炮にて打こらし、露たがはず写して進らせられしなりとかたりしかば、為久卿はさらなり、同じく参向ありし頼胤卿をはじめ、つきそひきたりし京人までもこれをき、舌をふるつて武備のをこそかなるを畏れしありさまなりしとぞ。のち為久卿、巨勢大和守利啓につゝて、謝恩の和歌をたてまつらる。

都鳥動くばかりのうつし絵にこめけん筆の心をぞしる

(『徳川実紀 第九篇三 一〜三二頁』)

「寛保のはじめ」が正しいのであれば、享保十七年八月六日に崩御した靈元法皇が為久に「觀覽ありたし」旨の言葉をかけることはあり得ないので、この逸話の信憑性は低い。ただし、池上幸政の「博望舎日記」に、

為久卿御下向のとき、院よりの仰に、都鳥の生うつし御好なればとのことなり。上に聞しめして松下何某に仰付られて都鳥

一つがい鉄炮にて打、岡本氏へ仰付られ、生うつしにしてまいらせらる。その後都より歌玉はりぬ。

院の御製歎、冷泉家の御詠歎

みやこ鳥うごくばかりのうつしゑにこめけん筆の心をぞしる
文武兼備の事申も恐れ有ことなり。

(中道等校訂『池上家文書 第六輯 博望舎日記』池上文庫、一九四一年 四五頁)

との記述があり、為久が院から直接同趣旨の希望を聞かされたとの逸話が信遍周辺にある程度流布していた可能性も考慮されなければならぬ。後述するように為久が江戸へ下向するのは享保二十年以降なので、江戸へ行く為久に都鳥の件を持ち出したのは、少なくとも靈元院ではあり得ず、次の中御門院あたりを想定するのが妥当かもしれない。

このように、右の逸話はさまざまな矛盾を抱えていて、その通りに受け取るとは難しいけれども、もし信遍が本当に「和歌の事により、かの旅館にまいりしつゝ」に清基を介して都鳥の一件を為久に報告する時と場を持ったとしたら、それはこの寛保元年八月の江戸下向が最後の機会となる。そして、もし寛保元年の出来事と仮定するなら、信遍が為久に経緯を説明するのに最も都合がよいのは、八月十三日の歌会の席上であつたらう。そのような意味を込めて本項の末尾に言及した次第である。

八月二十九日、冷泉為久、近江国守山で薨じる。享年五十六歳。

武家伝奏に任ぜられた為久は、享保二十年から寛保元年までの七年間、毎年勅使として江戸に下った。この間、江戸の冷泉門は年を逐つて拡大を続ける。書面による添削指導に留まらず、面晤の機会を得て直接に指導にあずかることの意味は大きく、為久は精力的に公務をこなしつつ江戸の門人達との交誼を重ねてゆく。

寛保元年は、七月二十九日に江戸参向、八月十六日に辞見、そして十九日に江戸を發つて帰途についている。守山の宿で突如薨じたが、冷泉家時雨亭文庫に伝わる為久の絶筆は文字の体を成しておらず、脳卒中か何かの発作に襲われての急死であったことが窺える(拙稿「冷泉家の歴史(二十一) 為久(下)」、「しくれてい」七号、一九九九年一月 参照)。

秋、「池上氏のいもつとの遺草にそへしことば」(『全集』巻十)を記す。

まず、『芙蓉楼全集』巻十の本文に拠つて全文を掲げる。

池上氏のいもつとの遺草にそへしことば

これは池上氏のいもつとなる人のよみをけるなり。これよりさいつ比、かの処士のよみたくはへたるうたとてあまたみせし

を、難波のよしあしわかぬわざながら、しるしなどつくべきよし、せちにのぞまれ侍りしまゝ、波のもくづかけをくことの侍りし。かのいもつとなる人、世をはかなうせしあとに、かの処士がうたの中に、なかばはかきいれて侍りし。今はなき人のかたみに侍れば、くまなくかきいだして、そのはしにそのことかきつけよとこふに、むねつづぶれて、かつは哀なるかたもたくひなくぞ覚えし。かくすけるみちもそのかにしらざりしことも、ふかきよういたりつる人かなとなつかしう悲しきもの、かのせつとの心いかばかりにやあらむ。狂言綺語も讃仏乗のゆかりときけばむなしけ^{くさく}ふりのすゑにもことはの露の光をみがく力をそへて、花の台の玉しけるみやこにうまれゆきぬらむよすがにもとて、

とゞめをきしことばの露もつまれゆく花のうてなのひかりに
やそふ

辛酉之秋

芙蓉道人書

池上幸政に早世した実妹が二人あったことは、『大江戸マルチ人物伝 池上太郎左衛門幸豊』(川崎市市民ミュージアム編刊、二〇〇二年一月)所収の「池上家系図」(二二頁)によつて知られるが、いずれも実名などは明らかでない。同書に掲げられた「池上家系図」の図版(二二頁)を見ると、早世の女子の場合も没年月日と法号は示されるので、当該の「いもつと」についてさらに追求する手がが

りは残されているが、現時点では未見のままである。

妹の死後しばらく時が経過して、幸政が遺草としてまとめ、その端書を信遍に求めたのがこの文となったようだが、「池上家文書目録」を通覧しても、信遍の文を備えた遺草とおぼしきものは見当らなかつた。

十二月十八日、藤巻教真の教えを踏まえて、加納遠江守へ新田開発について上書する。
(『壔田之古法』)

川崎市市民ミュージアム池上家文書に『壔田之古法』(池上文庫10 農業・農政・園芸6)と題する一冊が伝わる。題簽の外題右に「先生自筆」とあるので、信遍筆かと推測される。全文が先掲『大江戸マルチ人物伝 池上太郎左衛門幸豊』に翻刻され(一三六―一四一頁)、同書所収の落合功氏「池上幸豊の「海中新田開発」」にその概略が示される(三三頁)ので、内容の詳細についてはそちらに譲り、必要な箇所のみ原本に従って引用する。巻頭に「国土ヲ広メ、田地ヲ開キ、米穀ヲ殖シ、万民ヲ養、日本永代富饒ニ仕、御代御長久之基ヲ立候術、教真伝授仕候覚書」とあって、藤巻教真から伝えられた方法の覚書という体裁を取る。以下、「新田開発之大略」「田歩古今ノ変ニより田地不殖候談」「海ヲ田ニ仕候事、普請功者ノ者共間々難問ニ及申候も御座候ニ付論談」などの見出しに従って論述が展開される。末尾には、

教真平日申候趣如此ニ御座候。猶又法ノ形いづれ成共残シ申候八、其御陰ヲ以一寺古来より之寺取立、出家ニ罷成、太平ヲ奉楽度候、老後此外何之心願も不申上候由申之候御事、尤不弁舌、殊ニ文盲ニ御座候故、段々承候筋是考合候ニ、此趣ニ大略御座候。以上。

成島道筑

(翻刻に一部訂正を加え、朱筆による修正を生かす形で示す。

なお、句読点・濁点等は筆者の判断で加えた)

と、本書をまとめた経緯や教真の人柄を伝える文言を置いた上で、

右幸酉十二月十八日、遠江守殿へ上ル。外ニ通、新田事上ル。

と、上書の時期と差出しの相手を明記している。続く「一通」とは、具体的な工法を簡条書きにしたうえで、

新田場之被仰付、未無御座候。御勘定方より何共不申上候哉

奉伺候。私儀も御奉公之間ニ八昼夜此義ハ相懸り、八方え手当

不残吟味仕候。尤今日ニも被仰付次第仕懸り、御試ニ可仕候。

と相手をせかし、「仮初ながら百万石之地も拵可申御試之事ニ御座候間、先早ク被仰付可然義」「自来子年一年之中百万石之地面御決定取出し差上ゲ可申候」と、効果の絶大なることを宣揚する内容のもの、続く「九月五日遠江守殿え上ル扣 絵図相模原書付 并前方御勘定へ出候書付」を指すのである。最後に位置する「覚」の冒頭には「此度三ヶ所御新田取立候儀被仰付候ニ付」云々であるので、池上家の海中新田開発の試みが承認されてからの文書と思われる。

「三通」には含まれないと判断する。

右にいう「遠江守」とは誰か。信遍は「御奉公之間」にこの件の実現に奔走していた。信遍が「御奉公」というからには幕臣としての公務を指すはずで、上書の相手は信遍と公務上の関係を有する幕臣と見て間違いない。となると、「遠江守」は御側衆の加納遠江守久通以外考えられない。しかも、この献策は、「自来子年」即ち延享元年以降の莫大な増収を見込んで成されたことがわかる。

ここに至って、拙稿「成島信遍年譜稿(十四)」(『広島大学大学院文学研究科論集』七三巻、二〇一三年二月)の元文五年四月二十八日条で述べた経済についての献策と、『壔田之古法』とが密接な関わりを有することが明らかとなった。「年譜稿(十四)」で引用した内閣文庫蔵『諸家系譜』の元文五年の記載を、これ以後の分まで含めて再掲してみよう。

元文五申年四月廿八日、経済之義伝来之法申上候処(ここまで引用済み)、延享元子年十一月廿一日、加納遠江守を以、右御用被仰付、松平左近将監殿え被為違、御金拾壹万兩拜借被仰付、経済取懸申候処、奉行申旨有之候間、先相止可申候、追而折を以可被仰付旨被仰渡(以下略)

延享元年に加納遠江守から「右御用」を仰せ付けられたのは、三年前の寛保元年に教真の献策を上書していたという前提があつたことである。『諸家系譜』では前年の元文五年四月二十八日に「経済之義伝来之法」を上申したとあるので、『壔田之古法』として結

実する前から加納遠江守への献策を試みていたのかも知れない。いずれにせよ、農政家信遍の側面が大きく前に出た事蹟となった。それだけに延享元年の中止決定は痛手だったに違いない。

なお、幸政の「博望舎日記」明和七年三月廿一日の記事中に「寛保二戊正月六日藤巻教真死去 寺は金杉永正寺(一六一頁)との一節がある。教真は信遍による『壔田之古法』とりまとめを見届け安堵したのか、年明け早々に没した。

十二月二十五日、留守居の駒木根肥後守政方の指示で、「史記」他を御文庫に返却する。(『幕府書物方日記』十六)

この日、詰番の小田切治大夫が御側衆の巨勢縫殿頭至信に、坊主衆の飯塚玄益を通じて、「伺書廿通」を差し出している。その記事を受けて次のように記される。

右之節、肥後守殿道筑ヲ以左之通御渡被成、請取、改、元番え納之候。

肥後守から返却の仲介を依頼されたのは、「史記」四十冊、「史記」評林「三十冊」、「丹鉛総録」十冊、「万葉拾穂抄」三十冊、「九代楽章」四冊の都合五点であった。

(未完)

〔付記〕

本稿は、平成二十八年度科学研究費補助金基盤研究(C)「成島家を中心とする近世中後期幕臣文化圏の研究」による研究成果の一部である。

A Chronological Record of Narushima Nobuyuki's Career (16)

Keiichi KUBOTA

I wrote about Narushima Nobuyuki's career from 1689 to 1741 in serial form. This paper deals with articles presented to him in the second half of 1741. On August 12th, he attended a ceremony to celebrate Takechiyo's coming of age. After that, he and his friends enjoyed boating in Edo Bay and wrote a travel piece titled *Umizuto*. On August 13th, Reizei Tamehisa held a gathering of *tanka* poets, and his pupils, including Nobuyuki, composed *tanka* poems on the subject of a full moon. In autumn, he gave Ikegami Yukimasa the foreword to a collection of *tanka* poems by Yukimasa's deceased younger sister. On December 18th, he presented *Konden no Kohou*, a statement connected with development of rice fields to Kanou Hisamichi, a top government official of the Tokugawa Shogunate. As usual, Nobuyuki served as mediator between dignitaries around Tokugawa Yoshimune and the librarians of Momijiyama Library.